

学習指導要領の変遷と図画工作科の 指導についての考察

佐々木真治*・福田 隆真**

A Study of the Course of Study Guidelines for Teaching Arts and Crafts

SASAKI Shinji*, FUKUDA Takamasa**

(Received September 26, 2025)

本稿は、図画工作科の学習指導要領の変遷を辿ることで、それぞれの改訂の時期の教育的必要性にともなって図画工作科の教育内容がどのように変化してきたのかを把握する。そして、現行学習指導要領までの教育課程実施上の課題と改訂によって改善された例を分析することで、今後の図画工作科の学習指導で大切になると予測される事項を明らかにする。

1 はじめに

図画工作科に限らず、一般的に小学校の教員は、日々の様々な授業で学習指導要領に基づいた学習を成立させるためには、教科書や教科書の指導書の内容を網羅できるように確認することで精一杯である。

特に若手の教員が図画工作科のような技能をとまなう教科の学習指導を行う場合、児童が作品をつくる過程での指導の仕方、完成した作品の評価等に関して自信がもてない、と感じている教員は多い。これは、図画工作科という教科の学習において、「児童は何を学んでいるのか」ということを明確に認識できていないことに起因すると考えられる。

図画工作科では、児童がつくった作品が学習の結果として生まれる。そのため一般的には、児童が「よい作品」「立派な作品」をつくらることができるようになるための指導が大切だと考えられがちである。もちろん、このことは完全に否定されるものではないが、結果としての作品づくりのための指導のみに焦点化されてしまうと、教師が指示を出して児童がそれに従って動く、という授業になる。このことは、学習指導要領で目指している内容とは異なる。

また、教科の学習に関するアンケートなどで、図画工作科の学習は児童に好まれる教科となっている。目の前に絵の具や粘土などの材料があると、児童は意欲的に活動する。なぜ好きなのか、という問いに対して「遊びみたいだから」「楽しいから」という答えが返ってくるこ

とが多い。授業中の様子は充実した学習が展開されているように見える。

つまり、見栄えのよい作品ができたり児童が意欲的に活動していたりすると学習が成立しているかのように見えてしまうのである。

しかし、必ずしも専門的に研究してきたわけではない小学校の教員にとっても「図画工作科で児童は何を学んでいるのか」という問いの答えが得られるよう学習指導要領が工夫されてきた。筆者は、平成元年学習指導要領に基づく教育課程の実施中に小学校の教員となり現在に至る。平成元年、平成11年、平成20年、そして、現行学習指導要領（平成29年）の教育課程を小学校で経験してきた。それぞれの時期の社会情勢にともなって、教育の現場に求められる内容も変化してきたが、筆者の実感としては、この三十数年間の図画工作科の学習指導要領の変遷は、児童を育てるための教科の学習という立場は一貫しており、小学校の教員がその主旨を正しく理解できるように内容が工夫されてきたもの、と捉えている。

本稿では、教科の学習としての図画工作科で大切にしなければならない事柄を改めて明確にするために、学習指導要領の変遷や、社会背景の中の図画工作科の意味を考える。そして、小学校教員としての経験を踏まえながら、現在、筆者が感じている指導の留意点を考える。

なお、今後の学習指導にあたっての留意点は、あくまでも筆者が小学校の現場で感じていることに関連する内容を中心に述べるため、現行の学習指導要領の改定の要

* 山口市立上郷小学校、〒754-003 山口市小郡みらい町2-14-1, kamigo-e@yamaguchi-ygc.ed.jp ** 山口大学名誉教授

点等で示されている内容の一部に言及するに留まっていることを申し添える。

2 学習指導要領の変遷

昭和22年、日本国憲法が制定され、教育基本法や学校教育法が制定された。学校教育法第20条の規定に基づいて教育課程に関する基本的な事項が定められ、その基準としての学習指導要領が試案の形で作成されて以来、昭和26年、33年、43年、52年、平成元年、10年、20年、29年（現行）に改訂されてきた。

昭和26年の改訂までは、試案という形であったが、この頃から「教育課程」という用語が用いられた。戦後の民主化を進める社会の中で、アメリカの進歩主義教育も導入され、全教科を通じて、経験主義や単元学習に偏る傾向があった。

(1) 昭和33年学習指導要領^①

学習指導要領は、教育課程の基準として文部大臣が公示するものとされた。社会的には、高度経済成長の始まりの時期であった。この改訂は、独立国家としての正しい自覚、個性豊かな文化の創造、民主的な国家及び社会の建設、国際社会において真に信頼され、尊敬されるような日本人の育成、を目指して行われた。各教科の系統性を重視し、基礎学力の充実が重視されるようになった。図画工作科の目標は、以下であった。

- 1 絵をかいたり物を作ったりする造形的な興味^②を満足させ、情緒の安定を図る。
- 2 造形活動を通して、造形感覚を発達させ、創造的表現の能力を伸ばす。
- 3 造形的な表現や鑑賞を通して、美的情操を養う。
- 4 造形的な表現を通して、技術を尊重する態度や、実践的な態度を養う。
- 5 造形活動を通して、造形能力を生活に生かす態度を養う。

この目標に続き、各学年の目標についての解説があり、下学年では～指導し、上学年に進むにつれて、造形的な経験を豊かにし～、と続けられ、系統性が考えられていることがわかる。内容構成についても同様である。

内容には「デザインをする」が加わり、技術科が新設され、中学校の図画工作科が美術科に改称された。

(2) 昭和43年学習指導要領

この時期になると社会的にも「国民生活の向上」「国際的地位の向上」「文化の発展」など上昇志向の文言が

目立つ。

「図画工作科の目標では「造形活動を通して、美的情操を養うとともに、創造的表現の能力をのばし、技術を尊重し、造形能力を生活に生かす態度を育てる。このため、～」と以下三つの目標へとつながられている。「技術を尊重し」などの文言が、高度経済成長期の社会的発展にも対応したものと見られる。内容構成は、「絵画」「彫塑」「デザイン」「工作」「鑑賞」の五つとなり、中学校美術科との関連も図られた。授業時数はピークとなった。

(3) 昭和52年学習指導要領

学校教育が急速な発展を遂げ、昭和48年には高等学校への進学率が90パーセントを超えた。また、学校教育が知識の伝達に偏っていると意見もあり、児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を図っていくことが課題とされた。そのような中で、昭和58年12月の教育課程審議会の答申では、次のようなねらいの達成を目指して教育課程の基準を改善すべき、とされた。

- 人間性豊かな児童生徒を育てること。
- ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること。
- 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。

各教科の標準授業時数は削減され、基礎的・基本的な指導事項に精選された。図画工作科の教科の目標は、

「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」とされ、昭和43年指導要領の目標で「造形活動を通して～」となっていた部分が表現と鑑賞の2領域になったことにより「表現及び鑑賞の活動を通して～」とされた。また、低学年に「造形的な遊び」が導入された。

(4) 平成元年学習指導要領

科学技術の進歩と経済の発展、情報化、国際化、価値観の多様化、など社会の多方面に大きな変化が起きた。

このような中、教育課程審議会では、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること、とされた。また、生活科が新設され、体験的な学習や問題解決的な学習を重視して各教科の内容の改善が図られた。教科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」とされた。「造形的な遊び」が「造形遊び」となり、中学年まで行われるこ

ととなった。「使うものをつくる」「デザインしてつくる」となっていた内容は「つくりたいものをつくる」にまとめられた。高学年で、鑑賞の指導を独立して行うことができるようになり、鑑賞の活動が重視されていることがわかる。

(5) 平成10年学習指導要領

中央教育審議会の答申では、「ゆとり」の中で「生きる力」を育むことを重視することを提言した。完全学校週5日制のもと、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実を図ること。横断的な学習の工夫や3年以上の各学年に総合的な学習の時間が創設された。昭和52年学習指導要領の「ゆとり」は文字通り教育課程にゆとりをもたせることを目的としていたが、平成10年の改訂では、学習内容を厳選し、基礎的・基本的な内容に絞り、体験的、問題解決的な学習をゆとりのある時間設定の中で実施するよう求められ、「ゆとり」の意味が変化した。

教科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う」とされた。

小学校の目標と内容が2学年まとめて示され、内容では、「造形遊び」が高学年にも導入された。「造形作品など」を「作品など」に変更し鑑賞の対象はより広げられるなど、鑑賞の活動をより重視していることがわかる。

(6) 平成20年学習指導要領

平成15年のPISA調査（国際的な学力調査）で、順位が低下したことをきっかけに、学力論争が起こった。「生きる力」の育成は引き続き、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスが求められた。学習内容を充実させるため、授業時数は増し、小学校高学年に「外国語活動」が導入された。

教科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」である。「感性を働かせながら」という文言が新たに加わり、解説では、「表現及び鑑賞の活動において、児童の感覚や感じ方などを一層重視することを明確にするため」と示された。

内容の面では、表現と鑑賞において共通して必要となる資質や能力が「共通事項」の二項目に示された。教科としての図画工作科の学びに特有な内容が、より明確に示された。

(7) 平成29年学習指導要領（現行）

育成を目指す資質・能力を三つの柱で全ての教科等に

共通に定め、「生きる力」の育成を目指した。「主体的・対話的で深い学び」の実現「社会に開かれた教育課程の実現」等を基本方針のポイントとした。図画工作科の教科の目標等については、後述するが、育成したい資質・能力を明確にし、そのためにどのような学習を行うのか、という順序で授業づくりを考え実践できるよう学習指導要領が整理されている。

改訂時期ごとに社会の状況は異なり、その時代に合った教育が展開されてきた。次章から、これまでの学習指導要領の変遷を踏まえ、筆者が経験してきた教育課程で直面してきた課題の改善となるポイントを近年の学習指導要領を基に述べる。

3 今後の学習指導に向けての要点

筆者が経験した平成元年学習指導要領から現行学習指導要領に至るまでに直面した課題とその改善に結びついた内容は以下である。

- 造形遊びへの理解と指導について
- 共通事項の導入について
- 造形的な見方・考え方について
- 育成を目指す資質・能力の明確化について
- 「知識」と「技能」の捉えについて

(1) 「造形遊び」への理解と指導について

現行の学習指導要領に至るまでの内容の変遷の中で特に注目するのは昭和52年学習指導要領から低学年に導入された「造形的な遊び」（現在では「造形遊び」）である。一般的に造形活動のイメージは、現行の学習指導要領では、「絵や立体、工作に表す活動」にあたるものであろう。学習指導要領解説では、「自分の夢や願い、経験や見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの児童が表現したいと思うことを基に表現していく。」というものである。「造形遊び」は、「想像したことをかく、使うものをつくるなどの主題や内容をあらかじめ決めるのではなく、児童が材料や場所、空間などと出会い、それらに関わるなどして、自分で目的を見付けて発展させていく」という活動になる。目的をもって絵や立体に表す活動では、指導する教師にとっても、作品の完成というゴールのイメージがあるため、見通しをもって児童への指導ができることや、完成した作品そのものを見て評価することができる。一方、造形遊びでは、児童の造形活動が始まり、どこへ向かって展開していくのか明確にはわからないため、造形行為のその瞬間を逃さずに見ておかなければ、一人の児童の充実した造形活動の姿を評価することができない。しかし、ゴールが定まっていなくても、一つ一つの造形行為の連続、発展の中に、豊

かな学びがあり、様々な可能性を含んでいる。これは、「絵や立体、工作に表す」活動と「造形遊び」のどちらかが優位なのではない。「表現」という一つの内容の中で異なる側面からアプローチするものであり、異なるアプローチが設定されていることで、より充実した「表現」の学習が展開できるからである。

しかし、平成元年指導要領の時期、実際の小学校の現場では、「表したいことを絵や立体に表す活動」⁽¹⁾の指導のイメージから「造形遊び」の指導のイメージに転換することに不安を感じた教師も多かった。

これは、表現をかえると「造形遊び」では、児童が何を学習しているのか明確に理解できていない、ということでもある。材料や場所が与えられると、児童は非常に意欲的に造形活動に取り組み、活気にあふれた姿である。しかし、学習として成立するには、「児童が何を学んでいるのか」教師の側の明確な理解が必要である。これは、「図画工作科で、児童は何を学んでいるのか」という問いと重なる。このことは、平成20年学習指導要領の共通事項の導入によって理解されやすくなった。

(2) 「共通事項」の導入

評価は、授業のねらいにつながるものであり、それを実現するための支援も当然つながっている。つまり「造形遊びで何を学ぶのか」が明確になればよい。

これについては、平成20年の学習指導要領で導入された「共通事項」によって、より明らかにされた。

「共通事項」の内容は、当然これまでの授業でも大切にされてきたことでもあるが、指導要領に明確に位置付けられたことが重要である。

【共通事項】⁽²⁾

(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

(低学年)

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

(中学年)

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

(高学年)

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。

イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分の

イメージをもつこと。

現行の学習指導要領では、資質・能力の観点で言うところの共通事項のAは「知識」とし、Iは「思考力、判断力、表現力等」として位置付けられている。

本文そのものは、シンプルなものであるが、学習指導要領解説には、さらに具体的記述がある。ここで、理解を進めたいことは、「自分の感覚や行為を通して」の部分である。共通事項が導入されたことによって、改めて「形や色」に関わることなのだという認識は進んだと思われるが、Aの内容の「自分の感覚や行為を通して」という点の重要性を考えなければならない。これは、この後論述する「知識」や「技能」についての認識にも共通点があるが、授業の中で、形や色に関わる学習を進める際に陥りやすいのは、「赤色と青色の絵の具を混ぜ合わせると紫色になります。はい、紫をつくってみましょう。」「では次に、赤色と黄色を混ぜます。オレンジ色ができましたね。このようにして色をつくります。」というようなものである。勿論、このような場面が絶対ないとは言わないが「自分の感覚や行為を通して」という意味を大切にしなければならない。まず、ある児童にとって赤色は大好きな靴の色かもしれない、別の児童にとっては、大好きないちごの色や自動車の色かもしれない。絵の具を使う際にも、あらかじめ使いたい色があるかもしれないし、絵を描いていくうちに偶然生まれた色の美しさを気に入って画面に残すかもしれない。これまでの経験や記憶、偶然生まれた色や形など、まさに「自分の感覚を通して」心が動かされる。Iの内容の後半は、「自分のイメージをもつこと」となっており、そのようにして気付いた色や形、思い描いたイメージは、一方的に伝えられて行った作業とは、全く異なるものである。いずれも「自分の」という点が共通しており、決して教師が一方的に与えるものではない。色や形に関して、12色相環や安定した構図など視覚的なリテラシーに関わる内容があるが、このような事柄を一方的に伝え教え込むのではなく、あくまでも自分の（児童の）感覚や行為を通して気付くこと、生まれるものを重視するということである。これが実際の授業の中で生かされるように理解を進めなければならない。

造形遊びで、児童の造形活動の一つ一つの姿を見取り、評価や支援につなげていくことは、従来の「絵や立体、工作に表す」学習の場面と教師がすべきことは同じである。このような意味からも、共通事項が導入されたことは、必然的に造形遊びの理解も進んだと言える。

(3) 造形的な見方・考え方について

図画工作科で何を学んでいるのか、という問いに関わ

る内容として、共通事項と並んで着目したいのは、平成29学習指導要領（現行）の図画工作科の目標に示された「造形的な見方・考え方」である。

教科の目標では、「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ生活や社会の中の形や色など豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。」とされ、育成を目指す資質・能力の三つの柱に対応した目標が三つ述べられている。学習指導要領解説図画工作編では、「造形的な見方・考え方」とは、図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方、とされ、「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。」と説明されている。「形や色などの造形的な視点で捉え」という文言から共通事項と関わりがあり、図画工作科ならではの視点であることがわかる。授業づくりの際には、指導案に「児童の意識の流れ」を記載する形式のものもあり、その授業に特有な気付きなどを含む児童の言葉を予想して記述する。この授業に特有な「造形的な見方・考え方」は何か、を考え、児童の言葉で指導案に記述することで、教師が児童の学び方を、より具体的に予想することができる。「共通事項」や「造形的な見方・考え方」は図画工作科の本質を考える上で大切なもので、その真意をしっかりと理解することが大切である。

(4) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成29年学習指導要領では、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理し、各教科等の目標や内容について、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づく再整理がなされた。図画工作科においては、次のように定められた。

【教科の目標】

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・⁽³⁾考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。（知識及び技能）
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をし

たり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

（思考力、判断力、表現力等）

- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

（学びに向かう力、人間性等）

まず、育みたい資質・能力を明らかにし、どのような活動によってそれを実現しようとしているのか、という順序で考えることが整理された形となった。各学年の目標及び内容の系統表にもそのまとめ方の違いが表れている。以下は、平成20学習指導要領と現行学習指導要領の比較である。

【小学校低学年 A 表現の例】

（平成20年学習指導要領）⁽⁴⁾

- (1) 材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に思い付いてつくること。
 - イ 感覚や気持ちを生かしながら楽しくつくること。
 - ウ 並べたり、つないだり、積んだりするなど体全体を働かせてつくること。
- (2) 感じたことや想像したことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 感じたことや想像したことから、表したいことを見付けて表すこと。
 - イ 好きな色を選んだり、いろいろな形をつくって楽しんだりしながら表すこと。
 - ウ 身近な材料や扱いやすい用具を手を働かせて使うとともに、表し方を考えて表すこと。

（平成29年学習指導要領）現行

「思考力、判断力、表現力等」⁽⁵⁾

- (1) 表現の活動を通して発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを

見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。

「技能」

(2) 表現の活動を通して技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

全ての教科等の目標及び内容を、育成を目指す資質・能力の三つの柱で再整理されたことは、現行の学習指導要領で行われたことであるが、図画工作科では、平成20年の指導要領から資質・能力を基に考えられていたので、現行では、それがさらに整理された形となる。

「A表現」では、「思考力、判断力、表現力等」と「技能」のそれぞれに「造形遊び」と「絵や立体、工作に表す」で身に付けさせたい事項が位置付けられており、「共通事項」では、アの事項が「知識」に、イの事項が「思考力、判断力、表現力等」に位置付けられている。

「共通事項」は、A表現、B鑑賞のどちらにも関わる。ここで留意したいのは、「共通事項」がどちらにも関わるということは、「知識」もどちらにも関わるということである。そして、図画工作科で言われる「知識」の捉え方について認識を深めるきっかけにできそうである。「知識」についての捉え方は後述するが、ここで言う「知識」は単純に言葉などを覚えるようなものだけでなく、自分の感覚や行為を通して理解したものである。そういう意味からもこの点は大変有効であると考えられる。

(5) 「知識」と「技能」の捉え方について

授業を実施する上で、もう一つ留意しておきたいのが、図画工作科で言われている「知識」や「技能」の捉え方である。「知識」や「技能」という文言は、これまでも使われてきたが、実際の授業の場面を見ると指導要領に述べてある「知識」や「技能」の指導とは異なるものになりがちである。ずっと目にしてきた文言であるだけに、改めて考えるという作業が抜けがちななるのであろう。

まず「知識」について、二つに分けて考える必要がある。一つは「事実的な知識」、もう一つは「概念的な知

識」である。前者は、一方的に与えられたもの、単純に言葉などを覚えたもの、などである。後者は、体を動かすなど行為をとともなうもの、自身の経験や記憶、実感と結びついたもの、などである。後者は「生きる知識」「生きて働く知識」と呼ばれることもあり、図画工作科で言われているのは後者の方である。体を動かして、行為をとともなって気付いたりするので、「技能」とも密接に関わっている。

「技能」については、似た言葉に「技術」とか「技法」というものがある。図画工作科の指導研修会などで、よく紹介されるモダンテクニックというものがある。これは、よく知られているスパッタリングとかデカルコマーニーなどと呼ばれるものがあり、手軽に美しい模様ができるので教員を対象とした研修会でもよく紹介されている。しかし、ここで言う「技能」とは、これらのことを指すのではない。

例えば、筆を使って、絵の具の線遊びをする場合、色の調整の仕方や、水分の含ませ方、画用紙の上でのタッチなど、一通りの技術的な事柄を伝えることはできるが、児童が実際に筆を動かしてみると、自分が想像した線とは異なるものが画用紙の上に表れてくる。いろいろな線を描いていくうちに、「この線おもしろい。」「こんな感じいいな。」という様々な発見がある。児童の言葉で言うと「お気に入りの線」である。児童は、自分、絵筆、絵の具、画用紙などとの関係の中で、様々な発見をし、その過程そのものが、おもしろさにつながっている。教師から「このような線を描けるようになりましょう。まだ不十分ですね、もう一度練習してみましょう。」と言われて行う活動とは、児童の意識は全く異なるものとなる。もちろん児童自身が「あのような線を描けるようになりたい。」と本気で思い、自ら追求し始めたときには、行為を通して自ら発見することになっていくので、自身の感覚がしっかりと働き、技能を生み出していると言えるであろう。

このように知識の捉え、技能の捉え、またそれらが密接に関わり合っていること、このことを授業の場面でも教師が自覚しておかなければならない。

4 まとめ

社会の教育的ニーズに応えるべく、学習指導要領も改訂されてきた。社会背景をベースにして教育課程が構想され、各教科等の個別の学習内容は、背景と照らし合わせて見るととても興味深く、本来は、それを理解することが重要である。そうすれば、児童に育成したい資質・能力についてもその切実感が違ったものになるであろう。

図画工作科においても、例えば最後に述べた「知識」や「技能」の捉え方についても、学力観がよく表れてい

る。作品ができてしまうがゆえに児童への関わり方や評価について、惑わされないように心がけなければならない。そこで、今後、研究のポイントと考えるのは、以下である。

付記

本稿の作成に当たり、全体構想を佐々木と福田が行い、本文の作成を佐々木が担当した。

- 育成を目指す資質・能力から授業を構想することを定着させること。
- 造形的な見方・考え方を働かせている児童の姿をよく観察すること。(造形操作やつぶやきなど)
- 「知識」や「技能」に関しては、授業の現場で児童の姿を前にしながら研修を進められるよう工夫すること。
- 完成した作品の講評のみでなく、他者の姿の講評の場も充実させること(振り返り活動など)

これらのことを視点としながら、研究を進めていきたい。

注

- (1) 国立教育政策研究所HP
「学習指導要領データベース」学習指導要領
昭和33年改訂 昭和33年10月1日
文部省調査局編集
- (2) P146
小学校学習指導要領解説 図画工作編
平成29年告示 文部科学省 日本文教出版
- (3) 前掲 (2) P9
- (4) P78
小学校学習指導要領解説 図画工作編
平成20年告示 文部科学省 日本文教出版
- (5) 前掲 (2) P146

参考文献

- 国立教育政策研究所HP
「学習指導要領データベース」 学習指導要領 図画工作 文部省
昭和22年 試案
昭和26年 改訂版
昭和52年
- 小学校指導書 図画工作編
平成元年6月 文部省 開隆堂出版
- 小学校学習指導要領解説 図画工作編
平成11年5月 文部省 日本文教出版
- 小学校 新学習指導要領 ポイント総整理 図画工作
阿部宏行 編著 東洋館出版社 平成29年10月